

特定技能所属機関概要書

1 所属役員

(ふりがな) (1) 役員氏名	①	にゅうかん たろう	役職	代表取締役
		入管 太郎		
	②	にゅうかん はなこ	役職	取締役
		入管 花子		
	③		役職	
	④		役職	
	⑤		役職	

(注意)

役員が複数名いる場合は、その全てについて記載すること。なお、役員を記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

2 決算状況

決算報告書等に記載してある数値を記載してください。

経常損失等がある場合、「-」「△」など適宜の形で記載してください。

	前年度		
売上高	160,000,000円	140,000,000円	150,000,000円
経常損益	50,000,000円	30,000,000円	40,000,000円
純損益	40,000,000円	20,000,000円	30,000,000円
純資産	90,000,000円	50,000,000円	30,000,000円

個人事業主の方については次のとおり記載してください。

- ・売上高 : 損益計算書(青色申告決算書1枚目)の「売上(収入)金額」
(農業所得による確定申告をされている方は「収入金額」の「計」の額)
- ・経常損益 : 所得金額(青色申告決算書1枚目)の「所得金額」
- ・純損益 : 記載不要(斜線等を引いてください)
- ・純資産 : 貸借対照表(青色申告決算書4枚目)の「元入金」の額

等の企業評価を行う能力があ

おける特定技能外 国人と同種の業務 に従事する労働者 の離職状況	日本人労働者	目発的離職者 5名	非目発的離職者 0名	
	外国人労働者	10名	0名	
(2) 前1年間の 行方不明者数	特定技能 1号及び2号 0名	うち責めに帰すべき 事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし	
	技能 0名	うち責めに帰すべき 事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし	

(注意)

- 1 (1)の「自発的離職」とは、特定技能外国人の自己都合による転職や退職をいい、「非自発的離職」とは、特定技能所属機関の経営上の都合により、人員整理を行うために希望退職を募集したり又は退職勧奨を行った場合等をいう。
- 2 (1)の「外国人労働者」とは、入管法別表第1の1、2及び5の表(就労資格に限る)の在留資格をもって在留する者をいう。

- 3 (2)は、特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人の過去1年間における行方不明者の発生状況について、行方不明者が発生している場合はその発生人数を、発生していない場合は0名と記載すること。また、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により行方不明者が発生している場合は「該当あり」に、特定技能所属機関の責めによらない理由で行方不明者が発生している場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
- 4 (2)は、特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実施者である場合は、過去1年間における技能実習生の行方不明者の発生状況についても記載すること。

4 中長期在留者の受入れ実績等（1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託す

(1)～(3)のうち、該当するものについては、左枠にチェックしてください（複数チェック可）。

		受入れ人数	受入れ期間中の法令遵守
<input checked="" type="checkbox"/>	(1) 過去2年間にわたり中長期在留者の受入れを適正に行った実績	直近1年前	5名 <input checked="" type="checkbox"/> 法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令違反・行政指導あり
	新規採用人数ではなく、延べ人数を記載してください。	前年	10名 <input checked="" type="checkbox"/> 法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令違反・行政指導あり
<input type="checkbox"/>	(2) 支援責任者及び支援担当者が過去2年間に中長期在留者の生活相談業務に従事した実績を有すること	「支援責任者の履歴書（参考様式第1-20号）」及び「支援担当者の履歴書（参考様式第1-22号）」に記載の上、(2)に該当（チェック）する場合には参考様式第1-20号及び参考用式第1-22号の提出が必要ですが、(2)に該当（チェック）しない場合には当該様式の提出は不要です。	
<input checked="" type="checkbox"/>	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができること	東証一部上場（別添資料のとおり）。 2000年から2000年にわたり、00人の日本人を雇用してきた。海外居住経験者や外国語を話すことができる従業員も複数名在籍していることから、特定技能外国人に対しても支援を行うことができる。 <input type="checkbox"/> 是正勧告あり <input checked="" type="checkbox"/> 是正勧告なし	

(注意)

- 本欄は(1)から(3)欄の該当するものにチェックマークを付した上、記載すること。
- 「中長期在留者」とは、入管法別表第1の1、2及び5（就労資格に限る）の在留資格を有する者をいう。
- (1)欄の「適正に行った」とは、入管法、技能実習法及び労働基準法など出入国又は労働に関する法令の規定に違反したことにより、①刑に処せられたこと、②行政処分を受けたことのほか、③技能実習法上の改善命令又は技能実習法施行前の旧技能実習制度における改善指導（旧上陸基準省令の16号イからソまでのいずれかに該当するものに限る。）を受けていないことをいう。適正に行っている場合は「法令遵守」に、適正に行っていない場合は「法令違反・行政指導あり」にチェックマークを付すこと。

5 支援体制に関する事項（1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要。）

	支援対象者（申請人）		支援責任者		支援担当者	
	氏名	所属部署 役職	氏名	所属部署 役職	氏名	所属部署 役職
1	〇〇 〇〇〇	製造部門	△△ △△△	総務部門・係長	□□ □□□	総務部門・係員
2						
3						

(注意)

申請人全員について記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

20××年 ××月 ××日

特定技能所属機関の氏名又は名称 ○〇株式会社

作成責任者 役職・氏名 代表取締役 ○〇 〇〇〇